

入札公示（設計等）

簡易公募型競争入札（最低価格落札方式）により入札参加者を招請するので公示する。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

- 1 掲 載 日 令和7年4月21日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
東北農政局 平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎
- 3 担 当 部 局 〒013-0051
秋田県横手市大屋新町字大平99-39
東北農政局平鹿平野農業水利事業所 工事第一課工事第1係
電 話：0182-35-7781
- 4 業務内容等
 - (1) 業務名 横手西部農業水利事業
環境調査業務
 - (2) 業務内容
本業務の内容は以下のとおりである。
 - ① 概要
業務実施場所 秋田県横手市大雄四津屋下地内他
 - ② 作業内容

| | |
|------------------|----|
| ア 調査計画作成 | 1式 |
| イ 環境モニタリング調査 | 1式 |
| ウ 環境DNA調査 | 1式 |
| エ 水生動物移動後の生息状況調査 | 1式 |
| オ 点検とりまとめ | 1式 |
 - ③ 貸与資料
特別仕様書第2-1条のとおり
 - (3) 履行期限 令和7年12月22日
 - (4) 入札・契約方式 簡易公募型競争入札方式（最低価格落札方式）
本業務は、簡易公募型競争入札方式により、価格で落札者を決定するものである。
 - (5) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出・受領に係る確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
 - (6) 本業務は参加表明時に、参加表明申請書総括表（業務説明書 別添2-②）を提出する試行対象業務である。
 - (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講ずる。
 - (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
 - (9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 資格要件及び評価基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 東北農政局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「A 等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記 7 により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、落札決定時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
なお、③の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づき一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。
- ⑤ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は業務説明書による）

(3) 入札参加者を選定するための基準（業務説明書 別添 1 参加表明者選定基準）

- ① 企業の経験及び能力
有資格者登録、当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスが発覚等による契約不適合の有無、地域貢献活動への支援、災害活動実績、表彰実績、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等
- ② 技術職員の経験及び能力
予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、技術者継続教育に対する取組状況、手持ち業務の状況

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、別表 1 の①に示す期間
ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。
なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

(1) 交付期間：別表 1 の①に示す期間

(2) 交付場所：上記 3 に同じ

(3) その他：CD-R による交付とするため、交付希望者は空 CD-R（700MB 48 倍速）を持参するものとする。交付は無料とする。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限（業務説明書 別添 2-① 参加表明書様式、別添 2-② 参加表明申請書総括表）

(1) 提出方法

- ① 電子入札方式の場合
本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。
なお、提出資料については、一括して PDF ファイル型式によるものとし、ファイルの

合計容量が 10MB を超えないものとする。ただし、参加表明申請書総括表（業務説明書別添 2-②）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では提出できるファイル数が 1 ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh 形式等）して 1 つのファイルで提出すること。）

また、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 のみを電子入札方式により提出期間内に提出し、その他の資料については、紙により提出期間内に必着で（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

② 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、一式を提出期間内に必着で（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(2) 提出先 上記 3 に同じ

(3) 提出期間 別表 1 の②に示す期間

(4) 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表 1 の③に示す日までに書面にて通知する。

(5) 上記 6 に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。

8 入札及び開札

(1) 入札の日時

① 電子入札方式による入札

別表 1 の④に示す期間

② 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期間及び提出先

受領期間 別表 1 の④に示す期間

提出先 上記 6 の（2）に同じ。

③ 紙入札方式により郵送する場合の入札書の受領期間及び提出先

受領期間 別表 1 の⑤に示す期間

提出先 上記 6 の（2）に同じ。

(2) 開札の日時

別表 1 の⑥に示す日時

(3) 開札の場所 〒013-0051

秋田県横手市大屋新町字大平 99-39

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

(5) 入札者が 2 者未満の場合の手続き中止

参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は入札を行う日時のどちらか遅い日時）のいずれかの手続期限をもって、入札者が 2 者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続を中止する。

この場合、中止に関する公示及び応募者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

9 その他

- (1) 手続における交渉の有無 無
 - (2) 入札保証金 免除
 - (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行秋田支店）
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 北都銀行横手支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。
 - (4) 入札の無効
本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による。
 - (7) 関連情報入手するための照会窓口
上記3に同じ。
 - (8) 電子入札方式
 - ① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
 - ② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
 - ③ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。
 - (9) 発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22条）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
発注者綱紀保持対策の詳細は、農林水産省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）による。
- (不当な働きかけ)
- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
 - ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
 - ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
 - ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
 - ⑤ 公表前における発注予定に関する情報聴取
 - ⑥ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
 - ⑦ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
- (10) その他
詳細は、業務説明書による。

別表 1

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| ① | 業務説明書の交付期間 | 令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 5 月 13 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで |
| ② | 参加表明書の提出期間 | 令和 7 年 4 月 22 日から令和 7 年 5 月 13 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、最終日については、午後 1 時 00 分まで |
| ③ | 選定結果の通知時期 | 令和 7 年 5 月 16 日を予定 |
| ④ | 電子入札方式又は紙入札方式により持参する場合の入札期間 | 令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 6 月 2 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、最終日については、午前 10 時 00 分まで |
| ⑤ | 紙入札方式により郵送する場合の入札日時 | 令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 5 月 30 日(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、最終日については、午後 4 時 00 分まで |
| ⑥ | 開札日時 | 令和 7 年 6 月 2 日 午前 11 時 00 分 |

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。